

## 有期労働契約に係る指摘等

### ○ 労働基準法の一部を改正する法律（抄） (平成 15 年 法律第 104 号)

附則第3条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の労働基準法第 14 条の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### ○ 労働政策審議会労働条件分科会答申（抄） (平成 18 年 12 月 27 日)

5 有期契約労働者については、今回講ずることとなる上記①から③までの施策以外の事項については、就業構造全体に及ぼす影響も考慮し、有期労働契約が良好な雇用形態として活用されるようにするという観点も踏まえつつ、引き続き検討することが適当。

(注) 上記①から③までの施策とは、契約期間中の解雇、契約期間についての配慮、雇止めの予告の対象範囲拡大のこと。